

調布市手話言語条例 (案 v4)

| 第5回委員会 (令和6年5月14日) | 第3回委員会 (令和6年1月30日) 第4回委員会 (令和6年3月5日) |
|---|---|
| <p>手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指、体及び顔の部位等の動きを使って視覚的に表現する独自の語彙<u>及び</u>文法を持つ一つの言語<u>であり</u>、手話を使用する人々が<u>知的かつ心豊かに日常生活を営み、社会参加を実現するための独自の文化的所産である。</u></p> <p>一方で、我が国では、過去に手話を使用することへの制限や差別が存在した歴史があり、現在もなお、手話が言語であることに対する理解は十分であると言え<u>ない。</u></p> <p>こうした認識の下、<u>手話を自らの言語として使用する人だけでなく、全ての人に対して、手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い、手話を継承していくことができる権利を保障する環境の整備</u>を推進することが必要<u>である。</u></p> <p>私たちは、<u>手話が言語であることが</u><u>広く理解され</u>、手話を使用する人の権利が尊重され<u>社会をつくとともに、より多くの人が手話に慣れ親しむ</u>ことを通じて、共生社会の<u>充実</u>を目指し、この条例を制定<u>する。</u> (381文字)</p> | <p>手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指、体及び顔の部位等の動きを使って視覚的に表現する独自の語彙、<u>文法を持つ一つの言語です。</u>手話を使用する人々は、<u>手話を通じて</u>知的かつ心豊かに日常生活を営み、社会参加を実現<u>し、独自の文化を創造してきました。</u></p> <p>一方で、我が国では、過去に手話を使用することへの制限や差別が存在した歴史があり、現在もなお、手話が言語であることに対する理解は十分であると言え<u>ません。</u></p> <p>こうした認識の下、<u>手話を使用する様々な世代の人々が、個々の特性に応じて言語として手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い、手話を継承していくことができる</u> <u>環境づくり</u>を推進することが必要<u>です。</u></p> <p>私たちは、<u>こうした手話の特性が、手話を自らの言語として使用する人だけでなく、社会において広く理解されることにより、手話を使用する人の権利が尊重され、安心して生活することができる環境を整える</u> <u>こと</u>を通じて、共生社会の<u>更なる充実</u>を目指し、この条例を制定<u>します。</u> (408文字)</p> |

<委員意見>

(手話の文化的側面について)

- ・「手話は」という主語の文章に文法だけではなく文化についても入れたい。
- ・視覚的に表現する独自の文法の中に語彙の部まで含まれているのは、他の音声言語にはない独自の文化であると言える。
- ・「独自の語彙，文法，そして文化がある」ということは，並べても文章としておかしくないのではないか。

⇒ 1段落目を「手話」を主語とする一文にまとめ、「手話は、・・・文化的所産である。」との文章としました。

(手話言語の5つの権利について)

- ・手話を使用する人々だけの話ではない。
- ・これら手話の権利が手話を自らの言語として使用する人だけでなく，社会において広く理解するという文章構成にしてはどうか。聞こえる人たちも学んでおり，その学ぶ権利も含むということである。

⇒ 5つの権利の対象を「手話を自らの言語として使用する人だけでなく，全ての人」に広げる表現としました。これに伴い，4段落目からは「手話を自らの言語として使用する人だけでなく」の表現が重複するので削除しています。

⇒ 3段落目において対象を広げたことにより，4段落目においても「手話を使用する人」以外も対象とする表現としました。

⇒ 3段落目と4段落目で「環境」が2回出てきているので，4段落目の表現を修正しました。

(「特性」の表現について)

- ・「特性」という言葉に違和感がある。手話の構成，歴史，そして思いなどを「特性」という言葉で言い切って良いのか。
- ・「障害特性」という言葉や，法律や支援のあり方では「特性」が「特長」で表されることもある。

⇒ 「特性」という言葉を使用しない表現に修正しました。

<その他修正のポイント>

- ・全体を「～です。～ます。」調から「～である」調に修正しました。(調布市の条例における原則は「～である」調)

| 第5回委員会（令和6年5月14日） | 第3回委員会（令和6年1月30日） 第4回委員会（令和6年3月5日） |
|---|--|
| <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、手話が独自の言語であるという認識のもと、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め<u>るとともに</u>、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし<u>し</u>、市の施策を総合的に推進するために基本的な事項を定めることにより、ろう者、難聴者、中途失聴者など手話を自らの言語として<u>必要とする者</u><u>_____</u>の権利を<u>尊重</u>し、もって共生社会の充実に寄与することを目的とする。</p> | <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、手話が独自の言語であるという認識のもと、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め<u>_____</u>、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかに<u>するとともに</u>、市の施策を総合的に推進するために基本的な事項を定めることにより、ろう者、難聴者、中途失聴者など手話を自らの言語として<u>使用</u>する者（以下「<u>手話を使用する者</u>」<u>という。</u>）の権利を<u>保障</u>し、もって共生社会の充実に寄与することを目的とする。</p> |
| <p><u>（削除）</u></p> | <p><u>（定義）</u></p> <p>第2条 <u>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者その他市内で活動する全ての者をいう。</u></p> <p><u>(2) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。</u></p> |

<修正のポイント>

- ・第6条(3)(4)で「市職員」も「市民」に含まれ、定義規定があることで第6条(3)(4)が重複する内容となり、定義規定そのものは必須でないことから削除しました。

| 第5回委員会（令和6年5月14日） | 第3回委員会（令和6年1月30日） 第4回委員会（令和6年3月5日） |
|---|--|
| <p>（基本理念）</p> <p>第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、<u>次の各号に掲げる</u> <u>基本理念の下</u> に行わなければならない。</p> <p>(1) <u>手話が独自の語彙及び文法を持つ一つの言語であること。</u></p> <p>(2) 手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使用し、手話を継承していくことは、<u>基本的な権利として最大限尊重される必要がある</u> こと。</p> <p>(3) 手話は、障害の有無に<u>かかわらず</u>相互に人格及び個性を尊重し<u>合うことのできる共生社会の充実</u>のために、<u>手話は</u>手話を使用する者だけでなく、社会において広く理解されることが必要であること。</p> <p>(4) 手話を使用する者の社会参加のためには、生活のあらゆる場面で手話を使用<u>することができる</u>環境の整備が必要であること。</p> | <p>（基本理念）</p> <p>第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、<u>手話が独自の文化及び文法を持つ一つの言語であるとの認識を前提として、以下の基本理念のもと</u>に行わなければならない。</p> <p>(1) 手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使用し、話を継承していくことは、<u>手話を使用する者の</u>基本的な権利として最大限尊重され<u>なければならない</u>こと。</p> <p>(2) 手話は、障害の有無に<u>関</u>わらず相互に人格及び個性を尊重し<u>いながら共生する社会の</u> <u>ために、</u> <u>手話</u>を使用する者だけでなく、社会において広く理解されることが必要であること。</p> <p>(3) 手話を使用する者の社会参加のためには、生活のあらゆる場面で手話を使用<u>しやすい</u> <u>環境の整備</u>が必要であること。</p> |

<修正のポイント>

- ・「手話が独自の～言語であること」も基本理念の一部であるため、(1)として並列する形としました。
- ・前文1段落目に合わせて「語彙及び文法」と修正しました。
- ・前文3段落目に合わせて「手話を使用する者」との限定を外しました。

| 第5回委員会（令和6年5月14日） | 第3回委員会（令和6年1月30日） 第4回委員会（令和6年3月5日） |
|---|--|
| <p>（施策の推進）</p> <p><u>第6条</u> 市は、<u>手話を使用する環境を整備するため、次の各号に掲げる施策の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>2（(11)へ移動）</u></p> <p><u>3（削除）</u></p> | <p>（施策の推進）</p> <p><u>第7条</u> 市は、基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及並びに手話を使用しやすい環境を整備のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p><u>2 市は、前項に規定する施策の推進にあたっては、手話を使用する者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くよう努めるものとする。</u></p> <p><u>3 市は、第1項に規定する施策等を調布市における障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく市町村障害者計画に位置付けるものとする。</u></p> |

<修正のポイント>

- ・全体を見やすくするため、条が分かれていた市の施策に関する内容を1つの条にまとめ、(1)～(11)の各号で表記する形としました。（修正前の第2項も(11)に移動しています。）
- ・第3項は、趣旨として第1項の「計画的に推進」に含むため、他の法律の条項を引用して改めて規定することは不要と判断しました。

| 第5回委員会（令和6年5月14日） | 第3回委員会（令和6年1月30日） 第4回委員会（令和6年3月5日） |
|--|--|
| <p><u>(1) 手話に対する理解の促進及び普及のための啓発活動を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 学校教育，社会教育等の学習の場において，市民が手話に対する理解を深めることができる機会を充実させること。</u></p> | <p><u>(手話の普及啓発)</u></p> <p><u>第8条 市は，手話に対する理解の促進及び手話の普及のための啓発活動を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2 市は，児童，生徒その他の市民が学校教育，社会教育等の学習の場において，手話に関する理解を深めるための教育を推進するよう努めるものとする。</u></p> |

<修正のポイント>

- ・関係部署と協議の結果、「教育を推進する」との表現は各学校への教育課程への位置づけを求める強い表現と捉えられる（一方で手話以外にも学校教育において取扱いが求められている分野は多岐にわたる）ことから，表現を修正しています。

| 第5回委員会（令和6年5月14日） | 第3回委員会（令和6年1月30日） 第4回委員会（令和6年3月5日） |
|--|--|
| <p><u>(3) 市民に対し、手話を獲得し、及び学ぶ機会を確保するために、学習環境の整備、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うこと。</u></p> <p><u>(4) 市職員が手話に関する理解を深め、手話を学習することができるよう、環境を整備すること。</u></p> | <p><u>(手話を学ぶ機会の確保)</u></p> <p><u>第9条</u> 市は、手話を必要とする者とその家族に対し、手話を習得することができる機会を確保するよう努めるものとする。</p> <p><u>2</u> 市は、市民が手話を学習する機会を確保するよう努めるものとする。</p> <p><u>3</u> 市は、市職員が手話に関する理解を深め、手話を学習することができるよう、環境の整備に努めるものとする。</p> |

<委員意見>

- ・「手話を使用する者」「手話を必要とする者」と表記が一部異なる形で散見されている。同義かもしれないが、言葉のあら探しにならないよう、表記を統一した方が良いかと思う。

⇒基本的に「手話を使用する者」で統一します。(3)では、「市民」に「手話を必要とする者とその家族」も含むものとして整理しています。

- ・聞こえない子どもたちにとっても学びやすい環境を整備して、教育相談や支援もできるようにすることが必要。
→（修正案）「市は、手話を必要とする者とその家族に対し、手話の獲得及び習得機会の確保、学習環境の整備、手話に関する教育相談及びその他必要な支援を行なうよう努めるものとする。」

⇒教育相談に限らず、就学前の発達段階、成人後の中途失聴等、それぞれに手話が必要となるライフステージの段階が異なる場合においても、手話の習得の支援を行うものとして整理しています。

- ・「獲得」でなく「習得」としているのは何か事由があるか（念のための確認）。

⇒「習得」は意識的に学習して得るものと捉え、聴こえない子ども等が第一言語として手話を使用できるようになることを「獲得」、竜頭失聴者や健聴者が第二言語として手話を学び、使用できるようになることを「習得」と整理したうえで、5つの権利と対応し「習得」を「学ぶ」との表記に修正しました。

| 第5回委員会（令和6年5月14日） | 第3回委員会（令和6年1月30日） 第4回委員会（令和6年3月5日） |
|--|---------------------------------------|
| <p><u>(5) 手話通訳者の派遣その他の手話を使用する者が意思疎通を図るために必要となる支援を行うこと。</u></p> <p><u>(6) 前号の施策を推進するため、関係機関と連携し、手話通訳者の養成及び確保とともに、手話通訳者の資質の向上及び労働環境の改善に資する取組を行うこと。</u></p> | <p><u>(新設)</u></p> |

<委員意見>

- ・手話通訳は、ろう者の意思疎通の円滑化を図るだけでなく、ろう者の言葉である手話を通訳する言語通訳者である。
 - ・今まではろう者の意思疎通支援者という位置づけだけだったが、今後は手話そのものをもっといろいろな見方で広めていくために、言語通訳という新しい考え方が必要。
 - ・手話通訳者の人材確保及び養成、手話通訳を普及啓発していくということを条例に位置づけてほしい。
 - ・ろう者が安心して生活できるためには手話通訳が必要であることから、手話通訳者は手話言語条例に位置づけることが必要。
 - ・手話通訳者の身分保障に関する規定を入れてほしい。
 - ・手話言語条例の目的の達成のためには、手話通訳者の育成、確保、派遣などの明記が必要。
 - ・意思疎通支援の一部ではあるが、より手話言語条例に寄せてということで「手話は言語である」という観点から位置づける。
- ⇒手話通訳者に関する規定を手話言語条例に位置づけるものとして、条文を新設しました。

| 第5回委員会（令和6年5月14日） | 第3回委員会（令和6年1月30日） 第4回委員会（令和6年3月5日） |
|--|---|
| <p><u>(7) 手話を使用する者の就労に際して手話の使用に関する適切な配慮及び支援が行われるよう、事業者に対して普及啓発その他必要な取組を行うこと。</u></p> | <p><u>(手話を使用する者への就労支援)</u> 第10条 市は、手話を使用する者の就労に際して適切な労働環境が整備されるよう、事業者に対する普及啓発その他必要な取組の実施に努めるものとする。</p> |

<委員意見>

（「就労」「労働環境」等の表現について）

- ・「適切な労働環境」という言葉では、障害の種類に関係なく全ての人に共通のものとなる。
- ・「手話を使用する者への就労支援」とも捉えられてしまうので、「労働環境」や「雇用環境の整備」といった用語の方が適切ではないか。
- ・手話が必要なときにきちんと手話通訳者が入って、重要な労働条件などに関する事項は対応していきますよということであると思う。

⇒ 「手話の使用に関する適切な配慮及び支援」と範囲を明確化しました。

（市における雇用について）

- ・今の条文では第10条は民間事業者が頑張れという内容であり、市としても頑張ってもらいたいという内容を盛り込むべき。
- ・市としても、モデルとして率先して取り組んでいただく必要があると思う。
- ・どこまで書き細かく書き込むかは別として、市が自ら手話を必要とする市職員の活動がしやすいように適切な労働環境を整備していくということも必要。

⇒ 考え方として市自身の取組も含むものとして整理していますが、条例本文にどこまで書き込むかは引き続き調整中です。

| 第5回委員会（令和6年5月14日） | 第3回委員会（令和6年1月30日） 第4回委員会（令和6年3月5日） |
|--|--|
| <p><u>(8) 災害その他の非常事態において、手話を使用する者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、関係機関と連携し、必要な取組を行うこと。</u></p> | <p><u>(災害時における措置)</u> <u>第12条</u> 市は、災害その他の非常事態において、手話を必要とする者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、関係機関と連携して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> |
| <p><u>(9) 手話を通じて市政に関する情報を取得し、及びその意見を表明することができるよう、必要な環境の整備を行うこと。</u></p> | <p><u>(修正前第4条第2項より)</u></p> |
| <p><u>(10) 前各号に掲げるもののほか、手話を使用する者が安心した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、手話を使用することができるよう、必要な取組を行うこと。</u></p> | <p><u>(医療・介護・保健・福祉サービスにおける環境整備)</u> <u>第11条</u> 市は、医療、介護、保健又は福祉に係るサービスを提供する者が行う、手話を必要とする者がサービスを利用しやすい環境を整備するための取組に対して、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</p> |
| <p><u>(11) 前各号に掲げる施策の推進に当たり、手話を使用する者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くこと。</u></p> | <p><u>(修正前第7条第2項より)</u></p> |

<委員意見>

- ・ろう者が介護認定が必要になったときの調整や面談に手話通訳を通して、きちんと言語で、何が必要なかを把握できるようになることが必要。
- ・意思疎通疎条例案では、第11条に「市は、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーションその他～」と幅広い内容になっており、範囲が異なるが何か事由があるか。今後「手話を使用する者」が手話言語を使うことによって社会的自立を促していくためにも、対象範囲を意思疎通支援条例と同じように広げていく必要があるかと思われる。

(修正前比較)

手話言語条例 : 医療、介護、保健又は福祉に係るサービス

意思疎通支援条例 : 医療、介護、保健、福祉、労働、教育、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション～

⇒「手話言語条例」では「東京都手話言語条例」から、「障害者の意思疎通に関する条例」では「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法」からそれぞれ引用して条文案を作成したため不一致となっていました。あわせて、列記することで分野を限定するように見えるとの意見もあり、(10)において「前各号に掲げるもののほか・・・」として整理しています。

| 第5回委員会（令和6年5月14日） | 第3回委員会（令和6年1月30日） 第4回委員会（令和6年3月5日） |
|---|--|
| <p>（財政上の措置）</p> <p>第7条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> | <p>（財政上の措置）</p> <p>第13条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> |
| <p>（委任）</p> <p>第8条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。</p> | <p>（委任）</p> <p>第14条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。</p> |
| <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> | <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> |